

令和 8 年 4 月 2 6 日 執行

三 種 町 長 選 挙
三 種 町 議 会 議 員 一 般 選 挙

選挙運動費用収支報告書等
記載要領

三種町選挙管理委員会

目 次

第 1	収支報告書の提出の時期	1
第 2	帳簿及び書類の保存	1
第 3	選挙運動に関する収入	2
第 4	選挙運動に関する支出	3
第 5	選挙運動に関する支出とみなされないもの	3
第 6	報告書の記載の方法	5

(参考) 選挙運動従事者及び労務者に対する報酬の額及び実費弁償の額

会計帳簿及び収支報告書の記載例	1 1
-----------------	-----

凡 例

公職選挙法	……………	法
公職選挙法施行令	……………	令
公職選挙法施行規則	……………	規則

選挙運動費用収支報告書等記載要領

第1 収支報告書の提出の時期（法188①、189①）

出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載した報告書（記載例を参考にしてください。）に領収書その他の支出を証すべき書面の写しを添付して、次に掲げる提出の期日までに三種町選挙管理委員会に提出しなければなりません。

そのため、出納責任者又は候補者若しくは出納責任者と意思を通じて支出した者は、選挙運動に関する全ての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴しておかなければなりません。領収書その他の支出を証すべき書面をとることができない事情があつて領収書等の写しの添付ができない場合は、領収書等を徴し難い事情があつた支出の明細書（記載例を参考にしてください。）を添えなければなりません。

（提出の期日）

1. 選挙期日の告示前から選挙期日（4月26日）まで及び選挙期日経過後においてなされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを併せて精算し、選挙期日から15日以内に提出（5月11日まで）

したがって立候補準備行為として、立候補予定者、出納責任者となるべき者等がした収入、支出関係等は関係書類とともに出納責任者に引き継がれなければなりません。なお、提出日までの収支に記載漏れのないよう注意してください。

2. 前項の精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から7日以内に提出（法189①Ⅱ）

この報告書には、真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添える（法189③）ことになっていますが、立候補届出の際に交付する「選挙運動費用収支報告書」の末尾に、その旨の誓約文がついているので改めて添付する必要はありません。

この報告書は、前記の報告期限までに提出しなかったり、あるいは虚偽の記入をしたときは、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることになっていきます。（法246ⅤのⅡ）

第2 帳簿及び書類の保存（法191）

出納責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書その他の支出を証すべき書面を選挙運

動に関する収入及び支出の報告書の提出の日から3年間保存しなければなりません。

第3 選挙運動に関する収入

選挙運動に関する収入とは、選挙運動の財源とする目的をもって、あるいは直接にそのものを選挙運動自体に使用させる目的をもってなされる金銭、物品その他の財産上の利益の収受、その収受の承諾又は約束をいいます。

収入としては寄附金、借入金、物品の販売代金、自己資金、あるいは選挙運動のために自動車、拡声機、選挙事務所等を無料で借り受けたり、ポスター貼りや葉書の宛名書き等に無報酬で労力を提供された場合には、通常支払うべき借上料や報酬を支払わずに済む利益がありますが、これらについては全て収入として見積もり、かつそれぞれの費目に支出として算入することになります。

通常支払うべき借上料や報酬の見積額は、出納責任者において、その時期、その場所における時価に見積った金額であり、この額の収入があったものとみなして算入することになります。

(収入の例)

- ・ 労務者がその報酬を辞退したとき
- ・ 応援弁士がその実費弁償を辞退したとき
- ・ 選挙事務所を無料で提供されたとき
- ・ 選挙運動用自動車を無料で提供されたとき（収入だけを計上し、支出は計上する必要がありません。）
- ・ 印刷業者がポスター、葉書等を無償で印刷したとき（公費負担となるポスター及びビラは、収入とはなりません。選挙運動費用となるため、実際負担がなくとも支出には算入します。）
- ・ 運動員、または候補者が無料で宿泊したとき

以上のような場合は、その時価に見積った費用額を支出に計上し、その同一の額を寄附に計上することになります。

なお、候補者の家族又は親族が選挙運動に関して労務を提供した場合もその労力を時価に換算して選挙運動費用に加算しなければなりません。本業の合間に短時間選挙運動のために労力を提供したような場合には、選挙運動費用に加算する必要はありません。その判断は出納責任者にまかされています。

選挙運動に関する収入のうち「寄附」による収支を区別して、寄附者の住所、氏名を記載させるのは、寄附による選挙資金の根源を広く選挙人に公開しようという趣旨からです。

寄附については、全ての寄附を記載するものであり、寄附の主なものとしては、党本部から公認料、陣中見舞い、現物支給等の交付を受けたものは寄附の取扱いとし、党本部から貸付金の名目で支出されたものであっても返還の義務のないものについては寄附として計上しなければなりません。

その他、個人からの金銭、現物の収受はもちろんのこと、選挙運動用自動車、拡声

機、選挙事務所等の無料提供や労務の無償提供、運動員が費用弁償を受け取らない場合もその額は寄附に含まれます。ただし、労務であっても換価できないもの、例えば応援演説における弁士などは、財産上の利益といえないので寄附としての取扱いはしません。

以上のほか、特別なものとしては、個人演説会において入場料を徴収する場合があります。その入場料の取扱いについては、入場料を支払わない限り入場させない場合はその他の収入として、入場券の支払いの有無にかかわらず入場して差し支えないような場合には寄附になります。

選挙運動に関する収入のうち「その他の収入」とは、総収入から寄附を除いた全ての収入であり、公職の候補者については借入金、物品の販売代金、自己資金のうち選挙運動費用に充てた分がこれに該当します。

第4 選挙運動に関する支出

選挙運動に関する支出とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいいます。したがって、現実の供与のみならず、供与又は交付の約束を含みますから一般の支出という概念よりも広い意味をもっています。また直接、選挙運動となるような行為をすることに要する費用のほか、選挙運動のための準備行為、選挙運動に従事する者同士の内部的な意思の連絡統一の行為等のように、その行為自体は、直接、選挙運動行為に該当しなくても、究極においてその行為が選挙運動をするために行われるものであれば当然それに要する支出も含まれます。

第5 選挙運動に関する支出とみなされないもの（法197）

1. 立候補準備のために要した支出で公職の立候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの

立候補準備のために要する支出とは、候補者の届出又は推薦届出をする以前において選挙運動又は候補者準備に関してなされた支出です。

選挙運動は、全て立候補届出後でなければすることができませんが、選挙運動のためにあらかじめ、ポスター、看板の類の作成、出納責任者の依頼、選挙事務所の借上げについて内交渉をしたり、政党に公認を求める行為は、候補者の準備行為として適法に立候補届出前においても行うことができるものであり、一方、出納責任者はまだ存在し得ない状態ですから、それに関する支出は出納責任者以外の何人でもすることができることになっています。

この立候補準備のために要した支出のうち、候補者若しくは出納責任者となった者が支出したもの、又はこれらの者と意思を通じて支出したものは、選挙運動に関する支出とされ、報告の義務があります。しかし、公職の候補者又は出納責任者と意思を通じないでした立候補準備に要する支出も適法ですが、支出者を確

認することができないため、法はこのような支出は、選挙運動に関する支出ではないものとみなして、法定制限額に算入しなくていいこととされています。

2. 立候補の届出のあった後、公職の候補者又は出納責任者と意思を通じて支出した以外のもの

立候補の届出がなされた後は、当該候補者のために、電話による選挙運動に要する経費を除き、出納責任者以外は、出納責任者の文書による承諾を得ない限り、選挙運動に関する一切の支出をすることができません。

なお、出納責任者の文書による承諾を得ないで支出したものは罰せられます。このほか、次の点に留意してください。

- (1) 「文書による承諾」は、必ずしも詳細な使途を記載する必要はありませんが、「労務者何人何日分の人件費何円」程度の記載が必要であり、単に一定の金額について支出の承諾を与えることはできないとされております。
- (2) 電話による選挙運動のために要する支出が、候補者又は出納責任者と意思を通じた場合は法定制限額に算入されますが、意思を通じないでした支出は、算入されません。
- (3) 文書による承諾を得てした支出は、全て出納責任者と意思を通じてした支出として、法定制限額に算入されます。文書による承諾を得ないでなされた支出は違法支出ではありますが、出納責任者と意思を通じてなされたものである限り法定制限額に算入されます。

3. 公職の候補者が乗用する車、船等のために要した支出

公職の候補者が選挙運動のために車、船等に乗用するために要した費用は一切算入されません。例えば、候補者が演説会場へ行くのに自家用車を使用した場合や、ハイヤー又はタクシーを使用した場合のガソリン代、タクシー料金、自動車賃、特急料、急行料、航空賃、船賃料の費用がこれに該当します。

なお、候補者以外の者が候補者の乗用する自動車等に便乗したような場合には、その者が利用した利益を時価に換算して支出に算入する必要はないとされています。

4. 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出

この費用としては、選挙の期日後に選挙事務所の閉鎖、ポスター撤去のための労務者の報酬、選挙運動費用の精算のための事務員の報酬その他事実上選挙運動のあとかたづけをするのに当然必要な費用です。また、選挙の期日前に生じた債務を選挙期日後に支払ったような場合は当然に選挙費用に算入されます。

5. 選挙運動に関し支払う国又は地方自治体の租税又は手数料

これに含まれるものとしては印紙税、住民票抄本及び戸籍抄本の手数料です。消費税は、選挙費用に算入されます。

6. 政党その他の政治団体が行う選挙運動のために要した支出

政党その他の政治団体は、所属候補者又は支援候補者のための選挙運動をすることができます。しかし、この選挙運動は、候補者の意思にかかわらず行われるために、出納責任者はこれに要した支出の状況を把握することは困難であり、仮に、候補者と意思を通じていても、その選挙運動の主体はあくまでも政治団体であり、候補者中心の選挙運動とは別の観点から認められたものなので、選挙運動費用に算入されません。

7. 選挙運動用の自動車及び船舶を使用するために要した支出

選挙運動のために使用する自動車及び船舶を使用するために要した支出、すなわち、自動車及び船舶を走行させるために必要な経費です。自動車及び船舶の借上料、ガソリン代、オイル代及び修理代並びに運転手及び船員の雇用料、超過勤務手当、宿泊代、食事料等です。

第6 報告書の記載の方法（法185、規則の第30号様式、第31号様式）

法第185条の規定によって、出納責任者は必ず定められた様式の会計帳簿を備えつけ、選挙運動に関する一切の収入と支出を記載しなければならず、報告書にも会計帳簿と同一の記載をしなければなりません。

1. 収入の部

収入は、寄附とその他の収入の2つに分類して記載することとし、1件10,000円を超えるものについては各件ごとに、1件10,000円以下のものについては種別ごとに、各収入日における合計額を記入してください。なお、寄附については、1件10,000円以下のものについても、必要に応じて各件ごとに記載して差し支えありません。

- (1) 寄附その他の収入が金銭以外のものであるときは「金銭以外の寄附およびその他の収入の見積の根拠」の欄に、その員数、金額及び見積の根拠を記載してください。
- (2) 寄附のうち、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束があったときは、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考欄」に記載してください。
- (3) 「種別」の欄には、寄附金とその他の収入との区別を明記してください。
- (4) 自己資金又は自己の預金等を資金とする場合は、「その他の収入」とし、「寄附をした者」の欄を空欄として、「備考欄」に自己資金と明記してください。

2. 支出の部

「立候補準備のために支出した費用」、「選挙運動のために支出した費用」に大きく分類して記載してください。

- (1) 金銭を支出したときは、「金銭又は見積書」の欄に記載してください。
- (2) 財産上の義務を負担したり、又は建物、車、飲食物その他の金銭以外の財産上の利益を使用したり、又は消費したときは、「金銭以外の支出」の欄に時価に見積った金額をその都度合計記載してください。
- (3) 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載してください。
- (4) 「支出の目的」の欄には、謝金、人夫費、家屋贈与等の支出の目的、員数等を記載してください。
- (5) 「支出を受けた者」の欄には、前渡金の受領者にかかる事項ではなく、最終の支払者にかかる事項を記載してください。
- (6) 「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用とを明記してください。
- (7) 支出の科目

支出の科目は次に掲げる10項目に分類することと規定されていますので、必ず、この科目に従ってください。

この会計帳簿（収支報告書）の記載の方式は、収支のバランスをとることが目的でなく、資金を公開することが主眼でありますから、一般の会計の場合の記帳と異なりますので十分注意してください。

- 1 人件費
- 2 家屋費（(イ) 選挙事務所費（ロ） 集合会場費等）
- 3 通信費
- 4 交通費
- 5 印刷費
- 6 広告費
- 7 文具費
- 8 食糧費
- 9 休泊費
- 10 雑費

① 人 件 費

この費目に属するものとしては、選挙運動に従事する事務員及び車上等運動員、手話通訳者及び筆記用役者、選挙運動のために使用する労務者に対する報酬です。

「選挙運動に従事する者」については、「選挙運動無報酬の原則」というものがあり、選挙運動は特定の公職の選挙につき、特定の立候補者又は立候補予定者に当選を得させるため、純粋な政治的衝動に基づいて行われるものですから、報酬の支給は認められておらず、旅費、弁当料、宿泊料等の実費弁償が認められているのみ

です。しかし、事務員及び車上等運動員については例外として報酬の支給が認められています。

ア. 事務員及び車上等運動員

「事務員」とは、運動員のように街頭に出て選挙演説をしたり、選挙自動車の中から連呼行為をして直接選挙人に働きかけるものでもなく、選挙事務所において、電話の連絡、出納事務の整理等の選挙運動に関する事務に従事する者として使用するために雇い入れた者を言い、第三者に対して運動の働きかけをしない者です。

「車上等運動員」とは、いわゆる「うぐいす嬢」のように、選挙運動用自動車又は船舶の上において連呼行為等の選挙運動を行うことを本務として雇い入れた者です。

この事務員及び車上等運動員に対しては1日1人につき、事務員にあつては、15,000円、車上等運動員、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら筆記要約のために使用する者にあつては20,000円以内で報酬を支給することができますが、この報酬の支給を受けることができる者は、公職の候補者があらかじめ、その者を使用する前に、文書で三種町選挙管理委員会に届け出た者に限られています。

なお、この事務員及び車上等運動員、手話通訳者、筆記要約者については、労務者の場合と違い、超過勤務手当の支給は認められていません。

イ. 労務者

労務者とは、立候補準備行為及び選挙運動に付随して行う単純な機械的労務（例えば、ポスター貼り、葉書の宛名書き及び発送、看板の運搬、自動車の運転等）で自らの労務の対価である報酬の取得を目的とする行為に服する者である。

この労務者に対しては、一日につき10,000円以内、超過勤務をした場合には、この額の5割以内で報酬を支給することができますが、弁当料及び茶菓料の実費弁償はできませんので、仮に支給した場合には報酬からその実費額を差し引いた額しか支給することができません。

選挙運動員に対して、選挙運動の日当として、報酬を支給した場合は全て買収となります。

なお、選挙期日後、残務整理のために使用した事務員や労務者に対する報酬は選挙運動費用には算入されません。

② 家 屋 費

ア. 選挙事務所費

この費用としては、選挙事務所の借入料（机、椅子等の備品を含む。）、電話架設費（特に選挙運動のためのみに架設し、専らその用に供する場合の電話の架設費）等です。選挙事務所の無料提供を受けている場合の借上料の額は、近隣の家賃等を勘案し、その時期、その場所における時価を寄附及び支出と両方に計上することになります。その他、貸事務所を選挙事務所として使用する際に権利金を取られた場合において、事務所明け渡しの際にその権利金が返還され、又は同等額が次の借受人から取れるときには、その額は算入する必要はありません。これ

はまた、電話架設費にも言えることで、電話架設の際には保証金を納めているが、期限終了後返還されればその分は含めなくてもよいことになっています。

イ. 集合会場費

公職の候補者が個人演説会を開催する場合、公営施設使用の個人演説会については、同一施設を1回使用する場合は無料となっていますが、公営施設以外の施設や、同一の公営施設を数回にわたって使用する場合は使用料が含まれますし、またこの場合には会場の使用料の他に、マイク、机、備品等についても別に使用料を支払う場合は、当然それらの使用料を含めて算入しなければなりません。

③ 通 信 費

選挙運動に関し支出される通信費としては、電報、電話、葉書、封書に要する経費であり、このうち電報、封書については選挙運動のために使用できませんが、事務上の連絡のために使用する分については選挙運動に関する支出として計上しなければなりません。

手持の官製ハガキを選挙運動用に使用した場合には、その葉書代については算入する必要はありません。

電話架設費については、家屋賃に含まれますが、電話を借りた場合における電話借上料と電話料がこれに含まれています。

選挙事務所の中の電話を私用のために使った場合には、私用であることが明らかであれば、備考欄に領収書の金額との不突合計とその理由（私用等）を記載しておいてください。

④ 交 通 費

選挙運動用自動車・船舶については、本来その自動車及び船舶が走るために必要な経費である自動車及び船舶の借上料、ガソリン代及び修理料並びに運転手及び船員の雇用料等は選挙運動に関する支出に算入されません。また、候補者自身が乗用する自動車等のために要した費用も選挙運動費用に算入されません。

そこで、ここに含まれるものとしては、選挙運動員等が同乗した場合には、候補者の支出とみなされるので、記載する必要はありませんが、運動員がたまたま知人の車に乗せてもらって選挙運動のために動き回ったのであれば、その分については当然に選挙運動費用に含めなければなりません。

⑤ 印 刷 費

印刷費の主なものとしては、選挙運動のために使用するポスター、葉書及びビラの印刷です。ポスター及びビラが公費負担による分も算入します。

ポスター、葉書又はビラを印刷したものの、その内容不備やポスターの規格違法等により、印刷をやり直して不備の分を破棄した場合には、その不備の分に要した印刷費用は加算する必要はありません。

⑥ 広 告 費

主に立札、看板、ちょうちん、タスキ及び選挙運動用自動車に取付ける拡声機等の費用が含まれますが、立札、看板等の製作に当たって、請負させたものについては一括広告費に計上すべきであり、労務者を雇って材料費を提供して作製したものについては、労務者は人件費に含め、材料については雑費に記載することになります。

⑦ 文 具 費

選挙運動のために使用する紙、筆、糊、墨等の消耗品です。

⑧ 食 糧 費

運動員及び労務者に対しては弁当を提供することができますが、1食1,500円と定められていますので、1,500円を超えた分については、運動員が自前でおさなければなりません。また、候補者等が弁当の材料を持ち込み、それを加工の上弁当として提供する場合であっても同様です。なお、労務者に対して支給した場合は労務者の報酬からその額を差し引かなければなりません。

選挙運動期間中に提供できる弁当の数についても決まっておりますので留意してください。

なお、運動員に弁当を提供しなかった場合においては、実費を支給することはできませんが、その場合においても基準額を超えて支給することはできません。仮に、実費をオーバーして支給した場合には、利益供与とみなされます。

⑨ 休 泊 費

休憩及び宿泊に要した費用ですが、候補者については、当該選挙区に住所を有しない候補者が、選挙運動のためにその区域内の一定場所に引き続き滞在する場合において、その場所を設けるのに必要な費用及びその場所においてする日常の衣食の費用等は選挙運動費用となりませんが、候補者が選挙区内を転々として選挙運動をした場合においては、休泊費等については選挙運動費用に含めなくてはなりません。

なお、候補者と運動員が選挙運動のために宿泊した場合に、運動員については宿泊料1泊につき、23,000円しか支給できないので、領収書についてはそれぞれ別々に発行してもらうことが適当です。仮に一括して領収書が発行された場合には、備考欄に明細を記入しておかなければなりません。

この場合の候補者の宿泊料には額の制限がありませんので領収書については注意してください。

⑩ 雑 費

この雑費には、以上の各項目に含められなかったものがこの費用に記載されるものです。水道代、電気代、ガス代等があるものと思われます。

(参 考)

選挙運動従事者及び労務者に対する報酬の額及び実費弁償の額

1. 選挙運動に従事する者（選挙運動に従事する事務員、車上等運動員、手話通訳者、筆記要約者に限る。）1人に対し支給することができる報酬の額

- | | |
|---------------------|----------------|
| (1) 選挙運動のために使用する事務員 | 1日につき15,000円以内 |
| (2) 車上等運動員（うぐいす嬢） | 1日につき20,000円以内 |
| (3) 手話通訳者 | 1日につき20,000円以内 |
| (4) 筆記要約者 | 1日につき20,000円以内 |

2. 選挙運動に従事する者（選挙運動に従事する事務員及び車上等運動員に限る。）1人に対し支給することができる実費弁償の額

- | | |
|---------|--------------------------------|
| (1) 鉄道費 | 鉄道旅行については、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 |
| (2) 船 費 | 水路旅行については、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 |
| (3) 航空賃 | 航空旅行については、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 |
| (4) 車 賃 | 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）については、路程に応じた実費額 |
| (5) 宿泊費 | 1夜につき23,000円以内（食事2食分を含む。） |
| (6) 弁当料 | 1食につき1,500円以内、1日につき4,500円以内 |
| (7) 茶菓代 | 1日につき1,000円以内 |

3. 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額

- | | |
|------------|----------------------|
| (1) 基本日額 | 1日につき10,000円以内 |
| (2) 超過勤務手当 | 1日につき基本日額の5割に相当する額以内 |

4. 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| (1) 鉄道賃、船賃・航空賃及び車賃 | 2の(1)から(4)までに掲げる額 |
| (2) 宿泊費 | 1夜につき20,000円以内（食事を含まない。） |

会計帳簿及び収支報告書の記載例

三種町〇〇選挙会計帳簿

出納責任者 月山一郎

会 計 帳 簿

1 収入簿

月 日	金 額 又 は 見 積 額 (円)	種 別	寄 附 を し た も の			金 銭 以 外 の 寄 附 及 び そ の 他 の 収 入 の 見 積 の 根 拠	備 考
			住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
○月○日	500,000	その他の収入	○市○町○番地				自己資金
○月○日	100,000	その他の収入	○市○町○番地				借入金
○月○日	100,000	寄 附	○市○町○番地	○○党	政 党		
○月○日	50,000	寄 附	○市○町○番地	山川四郎	商 業	事務所無料借上げ ○日間60㎡、1室	
○月○日	30,000	寄 附	○市○町○番地	甲山太郎	〃		金銭供与約束 ○月○日履行
○月○日	20,000	寄 附	○市○町○番地	乙山二郎	会 社 員	無償労務従事 ○月○日、○月○日	
月 日							
=====							
月 日							
合 計	800,000						

備 考

- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入を記載するものとする。
- 2 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の收受については、その債務又は利益を時価に見積もった金額を記載するものとする。
- 3 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 4 寄附の中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
- 5 「種別」の欄には寄附金とその他の収入との区別を明記するものとする。
- 6 前各号に定めるもののほか、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

2 支出簿

(1)立候補準備のために支出した費用 (印刷費) ※費目ごとに別業とすれば、後の集計が容易となる。

月 日	金額又は見積額			支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	支出をした者の別	備考
	金銭支出 (円)	金銭以外の支出 (円)	合計 (円)		住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業			
○月○日	450,000		450,000	法定ポスター印刷代	○○市○○町○○番地	M・S印刷			出納責任者	150枚 公費負担
○月○日	300,000		300,000	法定葉書印刷代	○○市○○町○○番地	K・Y印刷所			候補者	○○枚
合 計	750,000		750,000							

備考

- この帳簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載するものとする。
- この帳簿には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との2科目を設けて(又は各々分冊して)記載し、「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記するものとする。
- この帳簿の各科目には(1)人件費 (2)家屋費(イ)選挙事務諸費 (ロ)集会会場費等 (3)通信費 (4)交通費 (5)印刷費 (6)広告費 (7)文具費 (8)食糧費 (9)宿泊費 (10)雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
- 金銭の支出をしたときは、「金額又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは、「金銭以外の支出」の欄に自家に見積もった金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。
前項の場合において「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは、別行に記載するものとする。
- 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 「支出の目的」の欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。
- 支出のうち金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
- 選挙運動に係る公費負担対象支出(ビラ又はポスターの作成)については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。
- 前各号に定めるものの他、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

(2)選挙運動のために支出した費用 (人件費) ※費目ごとに別業とすれば、後の集計が容易となる。

月 日	金額又は見積額			支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	支出をした者の別	備考
	金銭支出 (円)	金銭以外の支出 (円)	合計 (円)		住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業			
〇月〇〇日	50,000		50,000	事務員報酬	〇〇町〇字〇△	山川五郎	〇〇〇		候補者	5日分
〇月〇〇日		20,000	20,000	労務者報酬	〇〇町〇字〇△	乙山三郎	〇〇〇	1人×2日	出納責任者	無償労働従事
月 日										
月 日										
月 日										
合 計	50,000	20,000	70,000							

備考

- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載するものとする。
- 2 この帳簿には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との2科目を設けて(又は各々分冊して)記載し、「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記するものとする。
- 3 この帳簿の各科目には(1)人件費 (2)家屋費(イ)選挙事務諸費 (ロ)集会会場費等) (3)通信費 (4)交通費 (5)印刷費 (6)広告費 (7)文具費 (8)食糧費 (9)休泊費 (10)雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
- 4 金銭の支出をしたときは、「金額又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは、「金銭以外の支出」の欄に自家に見積もった金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。
前項の場合において「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは、別行に記載するものとする。
- 5 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 6 「支出の目的」の欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。
- 7 支出のうち金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
- 8 選挙運動に係る公費負担対象支出(ビラ又はポスターの作成)については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。
- 9 前各号に定めるものの他、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

選挙運動費用収支報告書

1 ○年○月○日執行 三種町長選挙

2 公職の候補者 住所 秋田県山本郡三種町○○字○○○○番地○○

氏名 三種太郎

3 ○年○月○○日から○年○月○○日まで (第 1 回分)

最初の収入又は支出があった日から収支報告書の提出日までの期間。
告示日の前に、立候補準備に関する収入・支出があった場合は、その日からとなります。

4 収入の部

月 日	金額又は 見積額 (円)	種 別	寄 附 を し た も の			金 銭 以 外 の 寄 附 及 び そ の 他 の 収 入 の 見 積 額 の 根 拠	備 考
			住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
○月 ○日	100,000	寄 附	三種町○○字○○△△	A野太郎	会社役員	「公認料」は寄附である。 ↓	
○月 ○日	100,000	〃	三種町○○字○○△△	B野太郎	農 業		
○月 ○日	170,000	〃	三種町○○字○○△△	〇〇党		公認料	
○月 ○日	30,000	〃	三種町○○字○○△△	C野太郎	家具販売	机4、椅子12 5,000円×6日	備品無償借上
○月 ○日	100,000	〃	三種町○○字○○△△	A野次郎	会社員		
○月 ○日	500,000	その他の収入					借入金
月 日							
月 日							
月 日							
月 日							
小 計	1,000,000						

1件1万円を超えるものの収入は各件ごとに記載

「寄附」と「その他の収入」に区分すること

①無償の場合、同額が支出に計上される。
②金銭以外の収入は、数、金額見積りの根拠を記載する。

1件1万円を超えるものの「その他の収入」は内容を明記する。

月 日	金 額 又 は 見 積 額 (円)	種 別	寄 附 を し た も の			金 銭 以 外 の 寄 附 及 び そ の 見 積 根	備 考
			住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
○月 ○日	150,000	寄 附					10,000円以下 15件
○月 ○日	50,000	〃	三種町〇〇字〇〇△△	D野次郎	会社員	1日10,000円×5日	労務無償提供
○月 ○日	500,000	その他の収入					自己資金
○月 ○日	100,000	寄 附	三種町〇〇字〇〇△△	三種太郎後援会			
小 計	800,000						

計	寄 附	800,000
	そ の 他 の 収 入	1,000,000
	計	1,800,000
前 回 計	寄 附	
	そ の 他 の 収 入	
	計	
総 額	寄 附	800,000
	そ の 他 の 収 入	1,000,000
	総 計	1,800,000

「寄附」又は「その他の収入」の種別ごとの合計

収入の合計

第2回の報告がある場合に、第1回に報告した金額を記入する。

計と前回計の合計

1件1万円を超えるものの「寄附」は各件ごとに、住所（事務所所在地）、氏名（団体名）、職業を記載する。

1件1万円以下の収入は「寄附」「その他の収入」ごとに各収入日の合計を記載する。「寄附」は件数を備考欄に記載する。

参 考	公費負担相当額 342,000円 (内訳) ポスター作成費 342,000円
-----	--

5 支出の部

支出の部は、それぞれ別用紙に「人件費」「家屋費」「通信費」「印刷費」「交通費」「印刷費」「文具費」「食糧費」「休泊費」「雑費」のいずれかに分類する。

(1)人件費

月 日	金額又は積額 (円)	区 分	支 出 の 的 目	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 根 拠	備 考
				住 所 又 は 主 たる 住 居 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
○月 ○日	50,000	選挙運動	労務者報酬	三種町○○字○○△△	D野次郎	学 生		1日×10,000円 ×5日
○月 ○日	75,000	〃	事務員報酬	三種町○○字○○△△	B野一郎	無 職	}	1日×15,000円 ×5日
○月 ○日	75,000	〃	〃	三種町○○字○○△△	E野次郎	学 生		〃 ×5日
○月 ○日	100,000	〃	車上運動員報酬	三種町○○字○○△△	E野花子	〃		1日20,000円 ×5日
月 日								
月 日	支出の部（人件費） 労務者、事務員及び車上運動員の報酬。ただし、実費弁償は交通費又は食糧費に入る。 また、選挙運動自動車の運転手の雇料は含まない。				選挙運動事務等で「報酬を支給する者の届出書」に記載されていない場合は支出できない。			
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日				区分の「立候補準備」の計				
月 日								区分の「選挙運動」の計
小 計	300,000			↓				↓
計	300,000	立候補準備のための支出			選挙運動のための支出		300,000	

(2)家屋費(選挙事務所費)

月 日	金額又は 見積額 (円)	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 根 拠	備 考
				住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
○月 ○日	30,000	立候補 準備	備品借上料	三種町○○字○○△△	C野太郎	家具販売	机4、椅子12 5,000円×6日	無料借上
○月 ○日	120,000	〃	事務所借上料	○○町○○字○○△△	F野三郎	商 業		借上期間1ヶ月
○月 ○日	45,000	〃	電話架設費	○○市C町11	NTT○○			臨時電話2台
月 日								
月 日	支出の部(家屋費/選挙事務所費) 選挙事務所に要する費用 選挙事務所借上料、備品借上料、電話架設費用等が考えられる。							
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
小 計	195,000							
計 ①	195,000	立候補準備の ための支出		195,000	選挙運動の ための支出			

(2)家屋費(集会会場費)

月 日	金額又は 見積額 (円)	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 の 拠 根	備 考
				住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
○月 ○日	5,000	選挙運動	演説会場 借上料	三種町○○字○○△△	○○会館			ホール
月 日								
月 日	支出の部(家屋費/集会会場費) 個人演説会の会場使用等に関する費用							
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
小 計	5,000							
計 ②	5,000	立候補準備の ための支出			選挙運動の ための支出		5,000	
家屋費計 ①+②	200,000	立候補準備の ための支出		195,000	選挙運動の ための支出		5,000	

(3)通信費

月 日	金額又は 見積額 (円)	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
				住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
○月 ○日	56,000	選挙運動	通信用切手	〇〇市〇〇町11	N郵便局			〇円×〇枚
○月 ○日	35,000	〃	電話借上料 及び使用料	〇〇市〇〇町22	NTT△△			
月 日								
月 日	支出の部（通信費） 電話、封筒等通信費に関する費用							
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
小 計	91,000							
計	91,000	立候補準備の ための支出			選挙運動の ための支出		91,000	

(4)交通費

月 日	金額又は積額 (円)	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の根拠	備考	
				住所又は主たる事務所所在地	氏名又は団体名	職業			
○月 ○日	5,000	選挙運動	労務者運賃	三種町○○字○○△△	D野次郎	学生			
○月 ○日	34,000	〃	連絡者 ガソリン代	三種町○○字○○△△	Fガソリンスタンド				
○月 ○日	1,000	〃	運動員 タクシー代	三種町○○字○○△△	B野一郎	無職			
月 日									
月 日	支出の部（交通費） 運動員等のバス賃、タクシー賃等。ただし候補者の分は、選挙運動費用と見なさない。また、 <u>選挙運動用自動車に関する費用（借上料、ガソリン代、運転手雇用料）は、選挙運動費用と見なさない。</u>								
月 日									
月 日									
月 日									
月 日									
月 日									
月 日									
月 日									
月 日									
小計									
計	40,000	立候補準備のための支出			選挙運動のための支出		40,000		

(5)印刷費

月 日	金額又は 見積額 (円)	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 根 拠	備 考
				住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
○月 ○日	450,000	立候補 準備	法定ポスター 印刷代	〇〇市〇〇町〇〇番地	M・S印刷		150枚 公費負担	
○月 ○日	300,000	立候補 準備	法定葉書 印刷代	〇〇市〇〇町〇〇番地	K・Y印刷所		〇〇枚	
月 日								
月 日	支出の部（印刷費） ポスター、葉書の印刷費が主である。							
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
小 計	750,000							
計	750,000	立候補準備の ための支出		750,000	選挙運動の ための支出			

(6) 広告費

月 日	金額又は 見積額 (円)	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 の 拠 根	備 考
				住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
○月 ○日	15,000	立候補 準備	拡声機借上	〇〇市〇町1	Kリース商会			
○月 ○日	3,000	〃	たすき代	〇〇市〇町2	K洋品店			
○月 ○日	17,000	〃	事務所用看板	〇〇市〇町3	K看板店			
○月 ○日	25,000	〃	自動車用看板	〇〇市〇町4	K看板店			
月 日								
月 日	支出の部（広告費） 立札、看板、たすき、拡声機、新聞広告等の費用							
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
計	60,000	立候補準備の ための支出		60,000	選挙運動の ための支出			

(7) 文具費

月 日	金額又は 見積額 (円)	区 分	支 出 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 見 積 根 の 拠	備 考
				住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
○月 ○日	3,000	立候補 準備	段ボール箱	〇〇市〇〇町3	L 商会			
○月 ○日	5,000	〃	ボールペン 他	〇〇市〇〇町4	M 商事(株)			
月 日								
月 日	支出の部(文具費) 紙、筆記類その他選挙事務所等で使用する消耗品							
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
小 計								
計	8,000	立候補準備の ための支出		8,000	選挙運動の ための支出			

(8)食糧費

月 日	金額又は 見積額 (円)	区 分	支 出 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 根 拠	備 考
				住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
○月 ○日	5,000	選挙運動	菓子代	三種町○○字○○△△	M菓子店			
○月 ○日	45,000	〃	仕出し弁当代	三種町○○字○○△△	仕出しM			1食1,500円 ×30食
○月 ○日	22,500	〃	運動員 費用弁償	三種町○○字○○△△	E野次郎			1食1,500円 3食×5日
月 日								
月 日	支出の部(食糧費) 湯茶、菓子その他選挙運動員、労務者に提供する弁当代 等							
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
小 計	72,500							
計	72,500	立候補準備の ための支出			選挙運動の ための支出		72,500	

(9) 休泊費

月 日	金額又は 積額 (円)	区 分	支 出 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 根 拠	備 考
				住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
○月 ○日	46,000	選挙運動	運動員 宿泊料	〇〇市〇〇町〇〇△△	乙山太郎	団体職員		1泊23,000円 ×2日
○月 ○日	69,000	〃	〃	〇〇市〇〇町〇〇△△	甲野次郎	会社員		1泊23,000円 ×3日
月 日								
月 日	支出の部（休泊費） 休憩費と宿泊費を含めた意味である。 候補者にかかるものは、含まれない。							
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
小 計	115,000							
計	115,000	立候補準備の ための支出			選挙運動の ための支出		115,000	

(10)雑費

月 日	金額又は 見積額 (円)	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
				住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
○月 ○日	17,000	立候補準備	ペニヤ板他	〇〇市〇〇町5	N材木店			
○月 ○日	10,000	選挙運動	電気料	〇〇市〇〇町6	T電力(株)			
○月 ○日	5,000	〃	水道料	三種町鶴川字岩谷子8	三種町			
月 日								
月 日	支出の部(雑費) 光熱水費、その他これまでの区分のいずれにも該当しないものにかかる出費は、これに含める。							
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
小 計								
計	32,000	立候補準備の ための支出		17,000	選挙運動の ための支出		15,000	

支出の部(合計)

計	立候補準備のための支出	1,030,000
	選挙運動のための支出	638,500
	計	1,668,500

10項目に区分した支出の合計額を記入する。

前回計	立候補準備のための支出	
	選挙運動のための支出	
	計	

第2回目の報告がある場合は、第1回目の報告を記入する。

総計	立候補準備のための支出	1,030,000
	選挙運動のための支出	638,500
	計	1,668,500

「計」と「前回計」の合計を記入する。

支出のうち公費負担相当額	項目	単価(円) A	枚数(枚) B	金額(円) A×B
		ビラの作成		
	ポスターの作成	3,000	114	342,000
	計			342,000

公費負担相当額を記入する。
同一項目で2つ以上の契約がある場合は、行を追加して記載する。
実際の支出額と必ずしも一致しない
(公費負担相当額 ≤ 支出額)。

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

○ 年 ○ 月 ○○ 日



出納責任者 住 所 三種町○○字○○○○番地○○

報告提出日の日付を記載する。

氏 名 月 山 一 郎
(署名又は記名押印)

備 考

- 1 収入の部においては、1件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、1件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計金額を一覧に記載するものとする。なお、寄附については、1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。
- 2 収入の部中「種別」の欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記するものとする。
- 3 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額(ビラ又はポスターの作成に係るものをいう。以下同じ。)を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。
- 4 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。
- 5 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載するものとする。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載するものとする。
- 6 精算後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」ともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載するものとする。
- 7 収入の部の記載については会計帳簿(収入簿)の備考中2から6までの例により、支出の部の記載については会計帳簿(支出簿)の備考中3から9までの例によるものとする。
- 8 出納責任者本人が必ず署名し、又は記名押印すること。

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

支出の月日	支出の金額(円)	区 分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事情
○月 ○日	20,000	選挙運動	人件費	労務の無償提供のため
○月 ○日	50,000	立候補準備	事務所借上料	事務所の無償提供のため
○月 ○日	1,400	立候補準備	電車賃	領収書の発行をしないため
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				

1 ○年○月○日執行 三種町○○選挙

2 公職の候補者 氏 名 三 種 太 郎

3 出納責任者 氏 名 月 山 一 郎

備考

- 1 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区別を明記するものとする。
- 2 「支出の目的」の欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。

※振込明細書を添付してください。

振込明細書に係る支出目的書

支 出 の 費 目	支 出 の 目 的
家屋費 選挙事務所費	事務所借上料

- (備考) 1 「支出の費目」及び「支出の目的」欄は、選挙運動用収支報告書の例により記載するものとする。
2 支出の目的ごとに記載するものとする。
3 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出するものとする。

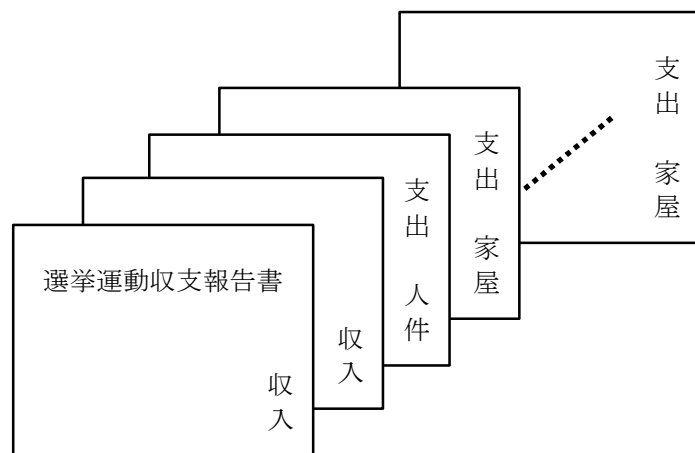
1 ○ 年 ○ 月 ○ 日執行 三種町○○選挙

2 公職の候補者名 氏 名 三 種 太 郎

3 出納責任者 氏 名 月 山 一 郎

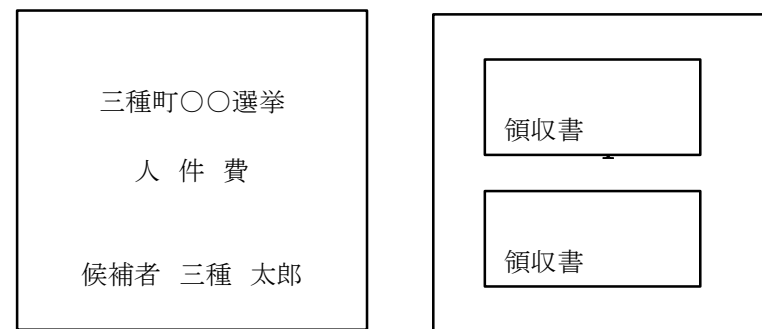
○収支報告書の綴り方

収支報告書は、次のように綴り込んでください。



○領収書(写し)の綴り方

領収書(写し)は、次のように作成して費目ごとに綴り込み、収支報告書とは分けてください。



領収書の宛名は、必ず候補者の個人名で発行してもらってください。後援会宛てで発行されていると、受理できませんのでご注意ください。